

第22期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年7月23日（木曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門
富士西の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

■ 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応方針の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

株式会社スリー・ディー・マトリックス

証券コード：7777



郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2026年7月22日（水曜日）
午後6時到着分まで

証券コード 7777
2026年7月3日
(電子提供措置の開始日2026年7月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表取締役社長 天沼 利彦

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.3d-matrix.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR 情報」を順にご選択の上、ご覧ください。

インターネット又は書面により議決権を行使する場合には、お手数ながら電子提供措置事項に
掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述のご案内に従って2026年7月22日（
水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年7月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門
富士西の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第22期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告の内容、連結
計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報
告の件 |
| | 2. 第22期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

当社株式等の大規模買付等に関する対応方針の件

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第4号議案

当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集に当たっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.3d-matrix.co.jp>)及び東京証券取引所ウェブサイト  
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載していません。

①事業報告の「企業集団の現況に関する事項」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社役員に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」

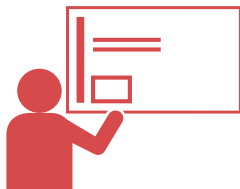
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「監査報告書」  
従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎2026年4月期決算・中期経営計画説明会につきましては、当社ホームページ上で動画を公開しております。動画は当社ホームページのリンクよりアクセスいただくか、以下のURLよりご覧いただけますと幸いです。

<https://www.youtube.com/watch?v=SXccUWYnm0w>



## 議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいませうお願い申し上げます。

議決権を行使するには、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

#### 行使期限

**2026年7月22日（水）  
午後6時完了分まで**

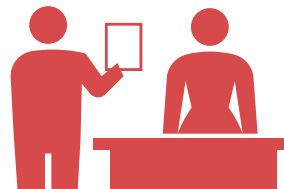


### 書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

**2026年7月22日（水）  
午後6時到着分まで**



### 株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

#### 株主総会開催日時

**2026年7月23日（木）  
午前10時**

インターネットと議決権行使書（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

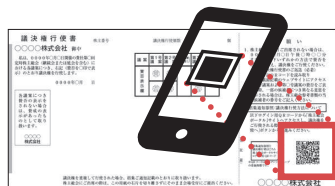
2026年7月6日（月）午前0時～午前5時及び2026年7月18日（土）20時～2026年7月19日（日）23時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2026年7月22日(水)午後6時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年7月17日(金) 0時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、株主の皆様がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、社会全体のデジタル化の進展等や、感染症の拡大及び自然災害を含む大規模災害等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第13条第2項を追加するものです。

株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、取締役会において、株主の権利や利益の確保に配慮するとともに、開催時における当社や株主を取り巻く状況を踏まえ、慎重に判断し、決議いたします。

なお、当社は、本変更に当たり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けています。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します）

| 現行定款                                                        | 変更案                                        |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| （招集）<br>第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 | （招集）<br>第13条 〈現行通り〉                        |
| （新設）                                                        | <u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

## 第2号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応方針の件

当社は、2026年6月22日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付等に関する対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議（かかる決議を以下「本取締役会決議」といいます。）を行いました。

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられています。ついては、株主の皆様のご意思を十分に反映させる観点から、本議案としてお諮りする次第です。

なお、取締役会の決議により導入した上で株主総会の承認を諮ることとしたのは、取締役会において取締役の責任の自覚を背景に取締役間で緊密、詳細な議論を行って決議した上で、さらに株主総会での承認を得るという二種類の性質の異なった議論というプロセスを経て導入することが望ましいと判断したものです。

また、本対応方針は、2026年6月22日付けで効力を生じるものとしておりますが、本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしております。

なお、本対応方針の導入を決定した取締役会には、社外監査役である当社監査役3名全員が出席し、本対応方針は当社株式等の大規模買付等に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見が表明されています。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないも

のもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

とりわけ、当社のような研究開発型企业においては、パイプラインやステークホルダー関係等の中長期価値の適切な評価機会の確保が重要です。こうした環境認識を踏まえ、買付者に対するルール提示・情報開示・評価期間の確保を制度化し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図る観点から、本対応方針を導入するものです。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、短期的に会社の規模や売上高の増大を求めるよりもむしろ、中長期的、持続的な成長を目指しています。

当社は、設立以来、自己組織化ペプチド技術を基盤技術としたこれまでにない医療製品を開発・製造・販売することで、内視鏡手技における医療現場負担の軽減や、治療が難しいとされる疾患の患者の方々へ新たな治療法を届けることを目指して参りました。

医療製品開発は大変難易度が高いものの、事業活動を通して世界中の人々のQOL（生活の質）の向上に貢献すべく事業を推進しております。

当社は、企業が中長期的、持続的に成長するためには、これらの目標に向かって確実に歩みを進めることが重要であると考えています。安全性をしっかりと見極め、有効性を確認するための試験を積み重ねるため、アカデミアをはじめ多様なステークホルダーと協力し、着実に実績を積み重ねることが企業価値を高める一番の方法であると考えています。

具体的には、既に各極にて承認を取得し販売しております吸収性局所止血材の営業展開を着実に進めてまいります。また、現在アクティブな研究開発を着実に進めつつ、対象疾患の拡大等を検討してまいります。さらに、長期的な企業発展のため、社内での研究を推進するとともに、アカデミアやベンチャー企業、スタートアップとの共同研究を通じて新たなシーズを発掘し、革新的な治療法の創出に取り組んでまいります。

当社は、引き続きステークホルダーの皆さまと協力し、医療製品の開発・製造・販売を通じて企業価値の向上を目指してまいります。

### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「バイオマテリアルによって医療の進展に貢献する」という企業理念のもと、株主の皆様、お客様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと認識しております。

そして、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。また、経営の透明性を高めるために、法定開示はもとより、ディスクロージャーを重視して適時開示を行うとともに、当社ホームページを通じ、I R情報の開示等を行うことでより一層説明責任の充実を図っていく所存であります。

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできる体制を整備することを重視しています。

具体的には、当社は監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。また、株主共同の利益を図るため、取締役のうち1名を独立社外取締役としており、監査役会の全監査役を独立社外監査役としています。

### (3) 株主構成の現状と導入合理性

当社の株主構成は分散度が高く、分散は市場性の高さの現れである一方、短期的・集中的な買付けや協調行動に相対的に脆弱となり得ます。当社は研究開発型企業として、株主の皆様が中長期価値の観点から適切にご判断いただけるよう、ルール（情報開示・評価期間等）の事前提示を制度化し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### (1) 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記1.に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。また、現時点では、当社には大きな比率の株式を有している投資家はおらず、現在の株主の多くは少数の株式のみを有する株主であり株主構成は分散している状況です。仮に、今回のような対応方針を事前に導入しておくことなく、大規模買収者が登場した場合に、これらの株主の投資規模に照らした費用、時間、労力に鑑みると、個々の株主が大規模買収者による買収について十分な自発的情報収集を行うことは難しいと考えております。したがって、潜在的な強圧性の圧力の下で、限定された情報しか得られず、専ら買収価格での投資判断が必要になり得ます。このような事態が生じることを回避して、株主の皆様に必要な情報に基づいて投資判断を行っていただくことを可能とするために、今回の対応方針を導入するものです。

## (2) 本対応方針の概要

本対応方針は、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応方針においては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため、独立委員会規程（その概要は別紙1をご参照下さい。）にしたがい、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本対応方針導入時における独立委員会の委員には、別紙2記載の3名が就任する予定です。独立委員会委員には、本委員会の開催ごとに、独立性に影響を及ぼさない範囲で、当社が定める所定の報酬を支給することとしております。

なお、2026年4月30日現在における当社の大株主の状況は別紙3のとおりです。また、当社は現時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

## (3) 本対応方針に係る手続

### ① 対象となる大規模買付等

本対応方針は以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応方針に定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関

係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10社）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

## ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」をご提出いただいた日から10営業日以内<sup>11</sup>（初日不算入）に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提出していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求

する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）

(ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容及び当該第三者との間における意思連絡の内容

(vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断のために必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、

その旨を速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法の改善について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応方針に規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模

買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本対応方針に規定する手続を遵守した場合

買付者等が本対応方針に規定する手続を遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ、対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。

一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会は、上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・

向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、独立委員会の勧告を求めた上、その内容を最大限尊重して当社取締役会是对抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応方針に規定する手続を遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまで、大規模買付等を開始することができないものとします。

#### (4) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(3)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後であっても、上記(3)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (5) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、当社取締役会決議により2026年6月22日付で開始し、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2029年7月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において承認が得られない場合、本対応方針はその時点をもって廃止されるものとし、当社株主総会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所

規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本対応方針の内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本対応方針を廃止又は本対応方針の内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」及び近時の裁判例の動向等に十分配慮したものとなっています。

##### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本対応方針は、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (2) 事前開示・株主意思の原則

本対応方針は、2026年6月22日付け当社取締役会の決議により導入されるものですが、株主の皆様のご意思を十分に反映させる観点から、本定時株主総会に普通決議として付議し、ご承認が得られない場合は直ちに廃止される設計としています。また、上記3.(5)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本対応方針の導入、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (3) 必要性・相当性確保の原則

#### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本対応方針に基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ② 特別委員会の設置

本対応方針は、上記3.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ③ デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、当社取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしており、期差任期制を採用しておりませんので、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

### 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3.(3)に記載のとおり、買付者等が本対応方針を遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(3)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利及び経済的側面に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 対抗措置発動に伴って当社株主の皆様において必要となる手續

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。

2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」という）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、独立委員は、当社との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。  
また、補欠または増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとする。

4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1) 本対応方針本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）

(2) 本対応方針本対応方針に係る対抗措置の中止又は発動の停止

(3) 本対応方針本対応方針の廃止及び変更

(4) その他本対応方針本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項  
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図

ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員及び委員の略歴

菅野 みずき（かんの みずき）

【略歴】

2011年 12月 弁護士登録（東京弁護士会所属） ブレークモア法律事務所 入所

2014年 9月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所

2016年 11月 弁護士法人大江橋法律事務所 入所

2021年 1月 同事務所パートナー 就任（現任）

2025年 6月 ニッセイアセットマネジメント㈱ 社外監査役 就任（現任）

2025年 7月 当社 社外取締役 就任（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

伊藤 耕一郎（いとう こういちろう）

【略歴】

1997年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社

2005年 11月 税理士法人中央青山（現PwC税理士法人） 入社

2009年 7月 公認会計士登録

2011年 5月 伊藤国際会計税務事務所 開業 代表就任（現任）

2012年 1月 ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合 パートナー 就任（現任）

2014年 2月 Bridge Capital Asset Management㈱ 監査役 就任（現任）

2017年 2月 VISITS Technologies㈱ 監査役 就任（現任）

2018年 6月 ㈱エス・エム・エス 社外取締役（監査等委員） 就任

2020年 2月 アクトホールディングス㈱ 取締役 就任（現任）

2020年 6月 地盤ネットホールディングス㈱ 社外監査役 就任（現任）

2020年 10月 モイ㈱ 社外監査役 就任（現任）

2022年 6月 ㈱いい生活 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）

2022年 8月 大和証券オフィス投資法人 監督役員 就任（現任）

2024年 7月 当社 社外監査役 就任（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証

券取引所に届け出ています。

大川原 紀之（おおかわら のりゆき）

【略歴】

2001年 10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 松尾綜合法律事務所  
（現・弁護士法人松尾綜合法律事務所） 入所

2005年 1月 弁護士法人大江橋法律事務所（東京事務所） 入所

2006年 6月 桜坂法律事務所（現・ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）共同設立  
パートナー弁護士 就任

2016年 7月 学校法人マックス学園 理事 就任（現任）

2018年 6月 天龍ホールディングス㈱ 監査役 就任（現任）

2022年 10月 虎ノ門3丁目法律事務所 設立 代表弁護士 就任（現任）

2023年 7月 当社 社外監査役 就任（現任）

※同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

別紙 3

大株主の状況

2026年 4 月30日現在

| 株 主 名                                      | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|--------------------------------------------|-----------|---------|
| JPモルガン証券株式会社                               | 2,579,591 | 2.01    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 2,248,119 | 1.75    |
| 永野 恵嗣                                      | 1,858,100 | 1.45    |
| 楽天証券株式会社共有口                                | 1,609,900 | 1.25    |
| 松本 松二                                      | 1,400,000 | 1.09    |
| 山田 祥美                                      | 1,040,000 | 0.81    |
| 野村證券株式会社                                   | 1,011,827 | 0.79    |
| 石井 良明                                      | 876,500   | 0.68    |
| 小林 達雄                                      | 850,100   | 0.66    |
| 寺西 雅行                                      | 830,000   | 0.64    |

（注）持株比率は、自己株式（246株）を控除して計算しております。

当社企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

1. 買付者等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無及び実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との

比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

9. 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てを行います。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>12</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>13</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>14</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

注記

- 1金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。  
なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- 3金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。以下同じとします。
- 4金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- 5金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 7金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
- 8「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 9本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 10金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- 11営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- 12当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
- 13公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
- 14ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

**第3号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2026年6月に取締役を退任した岡田淳氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社が定める取締役への退職慰労金の取り扱いに基づき、役位、在任年数等に応じた退職慰労金基準により算定され、事業報告「4. 会社役員に関する事項」に記載の決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名  | 略 歴                           |
|------|-------------------------------|
| 岡田 淳 | 1998年4月 ベイン・アンド・カンパニー東京事務所 入所 |
|      | 2005年8月 当社入社 経営企画部マネージャー就任    |
|      | 2007年7月 当社取締役就任               |
|      | 2012年7月 当社取締役副社長就任            |
|      | 2016年3月 当社代表取締役社長就任           |
|      | 2026年4月 当社代表取締役社長退任           |
|      | 2026年6月 当社取締役退任               |

**第4号議案** 当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件  
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項に基づくご承認も兼ねております。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内とすることをご承認いただいておりますが、この報酬額の枠内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は、社外取締役1名を除く4名となります。

1. 金銭の払込を要しないで新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、社外協力者には期待する貢献の度合いに応じて付与するものであり、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

また、当社は2021年2月25日開催の取締役会において、事業報告4.(5)「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権8,000個を上限といたします。なお、当社取締役への新株予約権の割当数は1,000個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

但し、割当日以降当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

但し、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。

割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合及び時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数 (株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

#### (4) 新株予約権を行使することができる期間

##### ①当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員：

当社取締役会における新株予約権発行の日後2年を経過した日から10年を経過する日までといたします。

##### ②社外協力者：

当社取締役会における新株予約権発行の日から10年を経過する日までといたします。

#### (5) 新株予約権行使の条件

①新株予約権者のうち社外協力者を除く当社又は当社子会社の役員又は従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員であることを要するものといたします。但し、当社もしくは当社子会社の役員が任期満了により退任した場合又は当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

②前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

③その他権利行使の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

#### (6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未

満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

#### (7) 新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

#### (8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

#### (9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。但し、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めることを条件といたします。

#### ①交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

②新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額といたします。

⑤新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以 上

# 事業報告

(2025年5月1日から  
2026年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

[表1]事業収益及び営業損益

(単位：百万円)

|                   | 前連結会計年度<br>(自 2024年5月1日<br>至 2025年4月30日) | 当連結会計年度<br>(自 2025年5月1日<br>至 2026年4月30日) | 前期比    |
|-------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|--------|
| 事業収益              | 6,934                                    | 10,886                                   | +57.0% |
| 売上総利益             | 4,424                                    | 8,572                                    | +93.7% |
| 営業利益又は営業損失<br>(△) | △1,156                                   | 1,335                                    | —%     |

当社グループは、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学）の研究者の発明による自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発・製造・販売を行っております。

現時点では日米欧3極においてそれぞれ複数の製造販売承認を取得しており、主に吸収性局所止血材を中心にグローバルに販売活動を行っております。

[表2]エリア別製品販売状況

(単位：百万円)

|        | 前連結会計年度<br>(自 2024年5月1日<br>至 2025年4月30日) | 当連結会計年度<br>(自 2025年5月1日<br>至 2026年4月30日) | 前期比    |
|--------|------------------------------------------|------------------------------------------|--------|
| 米国     | 3,152                                    | 6,249                                    | +98.2% |
| 欧州     | 2,052                                    | 2,595                                    | +26.5% |
| 日本     | 1,234                                    | 1,256                                    | +1.8%  |
| その他    | 494                                      | 783                                      | +58.5% |
| 事業収益合計 | 6,934                                    | 10,886                                   | +57.0% |

### ① 米国

米国における製品販売は、6,249百万円となり前期比98.2%増となりました。消化器内視鏡領域においては、高い成長を維持しており、前期から計画を超えるトレンドが継続しております。事業規模の拡大に伴い営業の全般的な難易度は徐々に上がっておりますが、営業の実効性向上を目指したエビデンス拡充や営業トレーニング強化等各種取り組みに加えて、新規顧客の獲得、既存顧客の維持、顧客当たり使用量の拡大、それぞれのバランスを取った営業活動により成長が継続しております。耳鼻咽喉科領域においては、止血から創傷治癒や癒着防止へと製品価値のアピールポイントを転換する戦略が市場に定着してきており、当期も年間予算を大きく上回る過去最高の売上高を更新しております。

### ② 欧州

欧州における製品販売は、2,595百万円となり前期比26.5%増となりました。主要製品である消化器内視鏡領域の止血材は代理店による販売を行っております。これまでに成長が続いているイギリス・アイルランドでは、大規模レジストリー試験（POPS）等の結果が論文発表されたこともあり、当期も継続して順調な成長を遂げております。一方で、思うように成長が実現できていないドイツでは、成長回帰を目指した改善施策が部分的に機能しておりますが、その全国展開が想定どおりに進まず、微増に留まっております。耳鼻咽喉科、泌尿器科等新規領域においては、小規模の体制で直販を行っており、販売額は未だ小さいものの高い成長を継続しております。

### ③ 日本

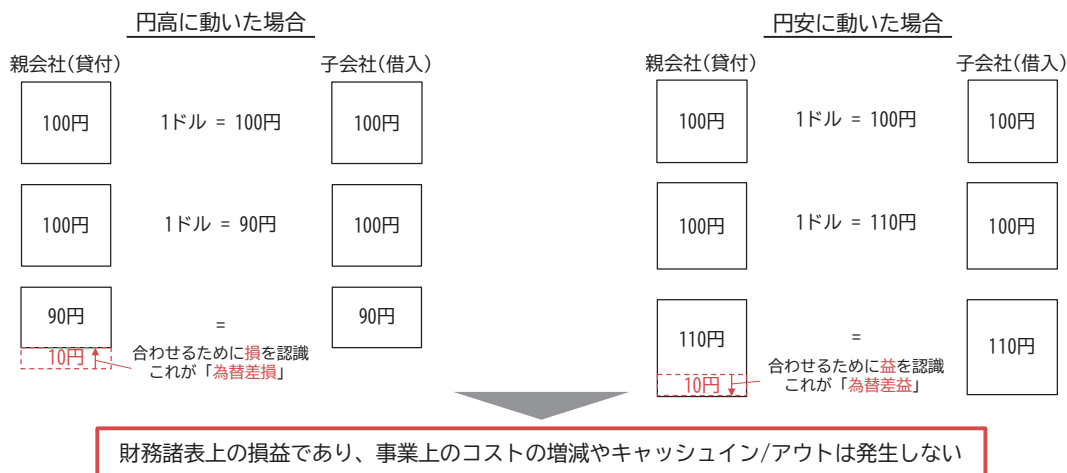
日本における製品販売は、1,256百万円となり前期比1.8%増となりました。当社製品の市場への浸透が進んでいるため、新規顧客獲得による成長が鈍化しております。それに加え、病院からの保険償還請求が却下される事例が一部都道府県で散見され始めたことによる既存施設での買い控えが発生しており、成長停滞の要因となっております。

このような結果、当連結会計年度については、止血材の製品販売は米国で6,249百万円、欧州で2,595百万円、日本で1,256百万円、その他売上高783百万円を含めると、売上高10,886百万円（前期比3,952百万円の増加）と前期比57.0%増となり、計画を上回る結果となりました。

費用面については、計画の為替レートより円安に振れたことから海外子会社の円ベースでのコストが増加しましたが、売上高が計画を超過したこと及び円安により増加したことで吸収されております。

この結果、営業利益は1,335百万円と前連結会計年度より2,491百万円改善しており、通年での業績において初めて上市製品による営業利益の黒字化を達成いたしました。

なお、見込んでいた為替レートからさらに円安に進み（期首1ドル=142.57円→期末1ドル=160.40円）、為替差益が増加した影響から、経常利益以下は黒字が拡大しました。為替換算により大きく変動する可能性のある「子会社貸付金（21百万ユーロ+28百万米ドル）の評価」等の為替差損益の集計を進めた結果、2,661百万円の差益となったため、経常利益は3,971百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,155百万円となりました。



当社グループの事業は単一セグメント（医療製品事業）であるため、セグメントごとの記載はしておりません。

次に、当連結会計年度における研究開発の状況について報告をさせていただきます。

当連結会計年度において追加又は動きのあった研究開発プロジェクトは下記のとおりであります。

[表3]研究開発プロジェクトの状況

| プロジェクト                | ニーズと特徴                                                                                                         | 状況                                                                                                           |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小児の心臓手術の止血            | 小児向けに承認を受けている安全な止血材がない。塗布後に膨張せず、術後癒着が抑えられ、狭い領域でも視野が確保されることが臨床ニーズ。ピュアスタットは第一候補になりうる。                            | 欧州、米国で承認申請準備中。欧州における臨床データ収集終了。解析中。                                                                           |
| 小児及び成人の扁桃腺手術後の疼痛軽減と止血 | ピュアスタットによる止血は、焼灼止血に伴う組織障害を低減し、術後疼痛の軽減が期待される。扁桃摘出術後の出血と疼痛は、特に小児患者において临床上の大きな課題であるが、現在これら二つの課題を同時に解決できる製品は存在しない。 | 米国申請データ取得のための臨床研究を実施中。                                                                                       |
| オスラー病（HHT）の止血（鼻）      | オスラー病は遺伝性の疾患で約8割は繰り返す鼻血をきたす。鼻血の止血処置は都市部の病院で対応するため、地方に住む患者は長時間かけて通う必要がある。在宅医療にてピュアスタットを用いることにより、患者QOLを向上させる。    | 欧州において臨床研究を準備中。米国においては既に承認を取得し販売中。十分な有効性が確認された場合には、HHT治療用製品としての申請を予定。少数例のデータについて論文発表済。精度の高いデータを取得するためRCT計画中。 |
| 生検後の止血                | 経内視鏡の生検鉗子による組織採取では肺等部位によって出血した場合、有効な止血手立てがなく十分なサンプルの取得が困難。ピュアスタットはこれら止血困難な部位にて使用可能であり十分量のサンプル取得を可能とする。         | 米国承認申請準備中。                                                                                                   |
| 前立腺肥大手術の止血            | ロボット手術で肥大部を削る際に出るウー징の経尿道カテーテルによる止血。焼灼を減らすことにより術後に男性生殖機能を低下させることを防げる。                                           | 欧州にて販売中。欧州で論文準備中（米国承認申請のため）。米国にて承認申請準備中。                                                                     |
| 放射線直腸炎の治癒             | 放射線治療の副作用。難治性の潰瘍と出血。現在は治療法がないアンメットの状態。ピュアスタットを塗布することで潰瘍の治癒が観察されている。                                            | 米国にて販売中。欧州の内視鏡学会で論文発表済。欧州ガイドラインにピュアスタット追加済。欧州での承認を目指し、欧州で臨床研究において症例蓄積中。                                      |
| 放射線膀胱炎の治癒             | 放射線治療の副作用。難治性の潰瘍と出血。現在は治療法がないアンメットの状態。ピュアスタットを塗布することで潰瘍の治癒が観察されている。                                            | 欧州で実施された臨床研究データが論文発表済。米国にて前立腺の止血と併せて承認申請予定。                                                                  |

| プロジェクト                | ニーズと特徴                                                                                                       | 状況                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脳外科における止血<br>(次世代止血材) | 経鼻の内視鏡による脳手術において、焼灼以外で使える唯一の止血材となる可能性。当社が独自に開発した新規ペプチドを用いる。                                                  | 2025年12月に欧州にて承認取得。脳神経外科、消化管、心臓血管、実質臓器等複数領域において術中止血の適応を取得。米日での承認申請データ取得のためPMCF（市販後調査）を計画中。 |
| 粘膜の創傷治癒               | 消化管、尿道、膀胱、鼻腔等の粘膜の創傷治癒材としての有効性はこれまでに様々なスタディで確認されている。正式な薬事承認を得ることで拡販に繋げ、また、難治性炎症の更なる症例蓄積に繋げる。                  | 米国ではFDAとの協議により申請カテゴリーを510K申請からDe Novo申請に変更して再申請準備中。欧州にて2026年3月に承認申請済。                     |
| 炎症性腸疾患の粘膜の治癒          | 消化管の難治性炎症。原因不明で、一度発症すると再燃と寛解を繰り返し、生涯治療が必要となる特定疾患。現在多数の抗炎症剤が用いられているが、粘膜を治癒することで治療効果があがる可能性。ピュアスタートで粘膜の治癒を目指す。 | 米国にて臨床及び基礎データの収集を進め、ピュアスタートの作用機序の解明及び治癒効果を検証する。群馬大学で8例組入済。                                |
| 食道狭窄予防                | 予防方法の確立していないESD後食道狭窄に対して、内視鏡的塗布による、防止効果を実証。後出血や瘢痕化による創傷治癒の遅延も抑制。                                             | 欧州にてレジストリー実施中。広島大学で実施した臨床研究データの論文発刊済。                                                     |
| 嚥下障害予防                | 咽頭癌の抗瘍剤/放射線治療後に実施する内視鏡下咽喉頭手術後の嚥下障害は、QOLの悪化を招くが予防方法が存在しない。この嚥下障害に対し、内視鏡的塗布による予防効果を目指す。                        | 広島大学、関西医科大学にて特定臨床研究実施中。                                                                   |
| 口腔粘膜炎                 | がん治療における化学療法、放射線療法及び造血幹細胞移植で発生する口腔粘膜障害は著しくQOLを低下させる。ピュアスタートにて予防及び治療が期待できる。                                   | 米国にて販売中。臨床研究計画中。日本において臨床応用検討中。                                                            |
| 心筋機能低下の回復（再生）         | 注入型の心筋機能回復デバイスとしての開発を目指し、当社ペプチドにより心筋再生の足場環境を構築するとともに、幹細胞及び成長因子タンパク質との混合注入による心筋再生の促進を確認した。                    | 米国ハーバード大学で論文準備中。                                                                          |
| 骨充填材                  | 当社ペプチドを骨再生の足場材料とし、患者本人の体液由来の成長因子を保持させることで低侵襲かつ注入可能な骨再生充填剤としての開発を目指す。歯槽骨再建にとどまらず、腫瘍切除後等の大型な骨欠損への再生材料を目指す。     | 既承認の骨充填材との併用も可能な移植担体として米国での承認申請準備中。                                                       |
| 既存薬剤のスローリリース          | 当社マテリアルを抗生物質やステロイド等の薬剤と混合することにより、持続的な薬剤放出が期待できる。適用範囲については耳鼻咽喉、消化管、心血管、皮膚領域等多岐に渡り、巨大な市場ポテンシャルを有する。            | 非臨床試験を進行中であり、幅広い薬剤との併用が可能なドラッグデリバリー担体として、米国にて種々の領域について承認申請検討中。                            |

| プロジェクト                   | ニーズと特徴                                                                                                                                            | 状況                                                                                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳がんを対象としたsiRNAのデリバリー     | がんの悪玉とされる「がん幹細胞」を抑制するsiRNAを、当社ペプチドでドラッグデリバリーすることで、腫瘍縮小だけでなく乳がんの再発や転移抑制にも寄与することも期待して開発中。国内治験において、ヒトへの安全性と腫瘍抑制メカニズム発揮を確認。                           | 全身投与に最適化したDDSペプチドを開発中。トリプルネガティブ乳がんにおいて、特に予後が悪いフェノタイプと、RPN2発現プロファイルの相関解明に向けた研究を複数の研究機関にて実施中。<br>動物実験終了。臨床応用検討中。 |
| 悪性胸膜中皮腫を対象としたmiRNAのデリバリー | アスベスト（石綿）に暴露された後、数十年の潜伏期間を経て発症するがん。症例数は向こう10年間増え続けるとされている。発症後は薬剤療法に決め手がなく、非常に侵襲性の高い外科手術をしても予後が悪い。マイクロRNA（miRNA）を、画期的新薬として当社ペプチドでドラッグデリバリーして治療する。  | 医師主導治験（Phase I）終了。主要評価項目（安全性の確認）を達成。導出先のPURMX社によるグローバルPhase I / II企業治験準備中。国内において頭頸部癌に対する企業治験を実施中。              |
| ワクチンのデリバリー               | 当社ペプチドと抗原（タンパク質あるいはmRNA）を複合した徐放作用をもつワクチンで、抗体価の上昇、単回投与での抗体獲得、炎症抑制に基づく副作用の低減を目指す。さらに、内包した抗原の安定性を高め、室温保存可能なワクチンとして輸送、貯蔵でのコールドチェーンを不要にすることも期待。        | 米国のワクチン開発企業、北海道大学と共同研究中。                                                                                       |
| 内視鏡用粘膜下注入材（ピュアリフト）       | 消化器内視鏡的に腫瘍を切除する際、病変部を挙上させる目的で粘膜下に注入する。粘膜下注入後にゲル化するため、注入しやすく、治療中の粘膜切開・剥離によっても流出しにくい。腫瘍を切除しやすくなる。注入量や注入回数も減少できる可能性があり消化器内視鏡治療の質の向上に貢献できる。           | 薬事承認時の製造所との契約解除により現在販売を中止している。製造開始に向けて検討中。米国において申請準備中。                                                         |
| 放射線治療用吸収性組織スパーサ          | 前立腺がんや子宮がんの放射線治療の際に、直腸へのダメージを減少させることを目的として、直腸と前立腺や子宮の臓器間に経皮的に注入される。当社ペプチドの生体分解性と高い生体適合性がニーズにマッチすると考えられる。特に子宮がんで注入可能なスパーサは国内未承認であり、早期の開発が待たれている状況。 | 日本で大学と共同研究中。動物実験終了。臨床応用検討中。                                                                                    |

(2) 資金調達の状況

売掛金の回収及び第36回新株予約権の権利行使により資金調達ができております。

(3) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、事業継続に必要な資金は、主に、投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「ハイツ」という。）に対する転換社債型新株予約権付社債の発行並びに新株予約権の発行及び権利行使により調達しておりました。これらの資金調達手段は、株式市場の動向や株価の下落等により資金を確保できないおそれや、早期償還条項の適用により最終償還日より前に返済を求められるおそれがあったため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるものとして、「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。

しかしながら、当連結会計年度末においては、米国子会社における業績拡大により、連結売上高は10,886百万円となり、営業利益は1,335百万円獲得するとともに、営業キャッシュ・フローが396百万円のプラスに転じるまでに至り、その結果、当連結会計年度末における現金及び預金残高は2,830百万円となっております。これに加えて、ハイツに対して発行した全ての転換社債型新株予約権付社債の償還又は転換が完了したことにより、早期償還条項の適用により最終償還日より前に返済義務を負うおそれもなくなっております。さらには、取引金融機関と交渉し、新規の当座借越契約及び既存のコミットメントラインの融資枠の拡大も行われております。

以上のことから、当社グループにおいて、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消し、また、当連結会計年度末の翌日から1年間の資金繰りに重大な懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断した結果、「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年4月30日現在）

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                         |
|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 天沼 利彦  | 3-D Matrix, Inc. 取締役<br>3-D Matrix Europe SAS. 取締役<br>3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd 取締役      |
| 取締役会長   | 永野 恵嗣  | 3-D Matrix, Inc. 取締役<br>3-D Matrix Europe SAS. 取締役                                                   |
| 取締役     | 岡田 淳   |                                                                                                      |
| 取締役     | 小林 智   |                                                                                                      |
| 取締役     | 茂木 龍平  |                                                                                                      |
| 取締役     | 菅野 みずき | 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー<br>ニッセイアセットマネジメント(株) 社外監査役                                                       |
| 常勤監査役   | 竹本 毅   |                                                                                                      |
| 監査役     | 大川原 紀之 | 学校法人マックス学園 理事<br>天龍ホールディングス(株) 監査役<br>虎ノ門3丁目法律事務所 代表弁護士                                              |
| 監査役     | 伊藤 耕一郎 | 伊藤国際会計税務事務所 代表<br>地盤ネットホールディングス(株) 社外監査役<br>モイ(株) 社外監査役<br>(株)いい生活 社外取締役（監査等委員）<br>大和証券オフィス投資法人 監督役員 |

- (注) 1. 菅野みずき氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 竹本毅、大川原紀之及び伊藤耕一郎の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 菅野みずき氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 竹本毅氏は、企業経営者としての豊富な経験を有し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 大川原紀之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 伊藤耕一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
7. 当社は、菅野みずき氏、竹本毅氏、大川原紀之氏及び伊藤耕一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
8. 島村和也氏は、2025年7月24日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものです。故意又は重過失に起因する損害保険請求は、上記保険契約により補填されず、また、填補する額について限度額を設けることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は2012年7月26日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

## (5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、2021年2月25日開催の取締役会において、以下の方針を決議しております。

## ii) 決定方針の内容の概要

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

### ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社グループの業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

### ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績/個別指標(KPI)を反映した現金報酬としております。各事業年度の事業進展や目標指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる指標とその値は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて監査役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、内容、数の算定方法、報酬等を与える時期、条件の決定に関して取締役会にて決定するものとしております。

### ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定するものとしております。決定の際には監査役会の答申内容を尊重し、代表取締役の報酬の構成割合は、基本報酬：業績連動報酬等（賞与）：非金銭報酬等＝70％：20

%：10%を目安とし、他の取締役の報酬構成割合は、代表取締役の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定することとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査役会に原案を提出し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定することとしております。なお、非金銭報酬等は監査役会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法が決定方針に整合していることや、監査役会及び社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

iv) 退職慰労金の内容に係る決定方針の決定方法及び内容の概要

退職慰労金については、2026年6月19日開催の取締役会において、以下の方針を決議しております。

取締役の退任時において、在任中の功労があった取締役に対し、株主総会での承認を得て一定の時期に退職慰労金を支給することとしております。その額につきましては、当社規程に基づき、基本報酬及び在任数年数等により算出しております。

v) 退職慰労金の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

退職慰労金についてはその内容の決定方法が決定方針に整合していることや、監査役会及び社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 取締役の個人別の報酬等及び退職慰労金の決定に係る委任に関する事項

2026年2月25日開催の取締役会において代表取締役社長天沼利彦に取締役の個人別の報酬額

の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は各取締役の担当事業の業績を踏まえた各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適切と判断されるためであります。また、2026年6月19日開催の取締役会において代表取締役社長天沼利彦に、規程の範囲内において、退職慰労金の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

(7) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の総額                  | 報酬等の種類別の総額              |              |                   |
|------------------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------|-------------------|
|                  |            |                         | 基本報酬                    | 業績連動報酬等      | 非金銭報酬等            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名) | 108,123千円<br>( 5,850千円) | 106,381千円<br>( 5,850千円) | 一千円<br>(一千円) | 1,741千円<br>( 一千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 13,400千円<br>(13,400千円)  | 13,400千円<br>(13,400千円)  | 一千円<br>(一千円) | 一千円<br>(一千円)      |
| 合 計              | 10名        | 121,523千円               | 119,781千円               | 一千円          | 1,741千円           |

- (注) 1. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
3. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額              | 科 目                | 金 額               |
|------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>9,179,293</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>2,956,088</b>  |
| 現金及び預金           | 2,830,873        | 短期借入金              | 600,000           |
| 売掛金              | 2,731,727        | 未払金                | 913,981           |
| 棚卸資産             | 3,146,228        | 未払費用               | 641,817           |
| 前渡金              | 222,576          | 未払法人税等             | 625,204           |
| その他              | 295,287          | その他                | 175,085           |
| 貸倒引当金            | △47,399          |                    |                   |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>616,380</b>   | <b>固 定 負 債</b>     | <b>43,164</b>     |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>1,865</b>     | 長期未払金              | 35,130            |
| 工具、器具及び備品        | 1,865            | その他                | 8,034             |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>—</b>         |                    |                   |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>614,514</b>   | <b>負 債 合 計</b>     | <b>2,999,253</b>  |
| 投資有価証券           | 8,579            |                    |                   |
| 繰延税金資産           | 551,843          | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                   |
| その他              | 54,091           | <b>株 主 資 本</b>     | <b>12,001,146</b> |
|                  |                  | 資本金                | 17,060,609        |
|                  |                  | 資本剰余金              | 17,050,329        |
|                  |                  | 利益剰余金              | △22,109,639       |
|                  |                  | 自己株式               | △153              |
|                  |                  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△5,464,972</b> |
|                  |                  | その他の有価証券評価差額金      | 556               |
|                  |                  | 為替換算調整勘定           | △5,465,529        |
|                  |                  | <b>新 株 予 約 権</b>   | <b>260,246</b>    |
|                  |                  |                    |                   |
|                  |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>6,796,421</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>9,795,674</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>9,795,674</b>  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年5月1日から  
2026年4月30日まで)

(単位：千円)

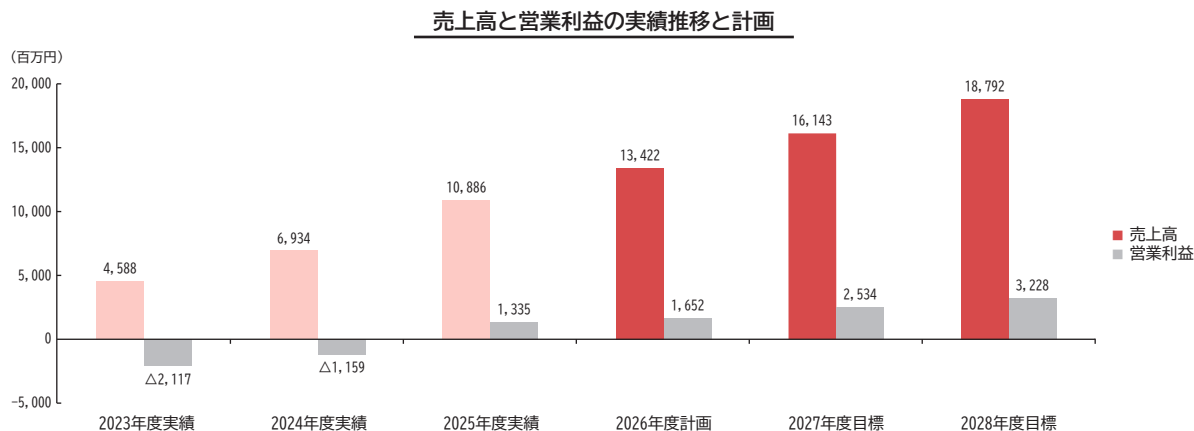
| 科 目             |  |  |  |  | 金 額        |            |
|-----------------|--|--|--|--|------------|------------|
| 事業収益            |  |  |  |  | 10,886,312 | 10,886,312 |
| 事業費用            |  |  |  |  | 2,314,141  |            |
| 研究開発費           |  |  |  |  | 640,210    |            |
| 販売費及び一般管理費      |  |  |  |  | 6,596,226  | 9,550,578  |
| 営業外収益           |  |  |  |  |            | 1,335,734  |
| 受取利息            |  |  |  |  | 2,773      |            |
| 為替差益            |  |  |  |  | 2,661,684  |            |
| 受取手数料           |  |  |  |  | 7,256      |            |
| 補助金の収入          |  |  |  |  | 3,047      |            |
| その他             |  |  |  |  | 2,287      | 2,677,048  |
| 営業外費用           |  |  |  |  | 18,013     |            |
| 支払利息            |  |  |  |  | 4,524      |            |
| 支払手数料           |  |  |  |  | 11,410     |            |
| その他の費用          |  |  |  |  | 7,237      | 41,187     |
| 経常利益            |  |  |  |  |            | 3,971,596  |
| 特別利益            |  |  |  |  | 233,090    |            |
| 新株予約権戻入益        |  |  |  |  | 257        | 233,347    |
| 固定資産売却益         |  |  |  |  |            |            |
| 特別損失            |  |  |  |  | 40,638     |            |
| 減損損失            |  |  |  |  | 12,000     | 52,638     |
| 訴訟和解金           |  |  |  |  |            |            |
| 税金等調整前当期純利益     |  |  |  |  |            | 4,152,305  |
| 法人税、住民税及び事業税    |  |  |  |  | 548,297    |            |
| 法人税等調整額         |  |  |  |  | △551,843   | △3,545     |
| 当期純利益           |  |  |  |  |            | 4,155,851  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |  |  |  |  |            | 4,155,851  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

・中期経営計画

今期26年度に改訂した中期経営計画では、前期25年度に作成したものを踏襲し、引き続き勝ちパターンが見えている消化器内視鏡領域に注力して確度の高い成長を目指すこととしております。特に米国の消化器内視鏡領域において止血材製品の販売好調が継続していることから、26年度は通期での増収増益を計画しております。

[図1]実績推移と3か年の計画と目標



・2027年4月期(26年度)の計画

[表1]売上高・損益

(単位：百万円)

|       | 前連結会計年度<br>(自 2025年5月1日<br>至 2026年4月30日) | 当連結会計年度(予想)<br>(自 2026年5月1日<br>至 2027年4月30日) | 前期比    |
|-------|------------------------------------------|----------------------------------------------|--------|
| 売上高   | 10,886                                   | 13,422                                       | +23.3% |
| 売上総利益 | 8,572                                    | 10,698                                       | +24.8% |
| 営業利益  | 1,335                                    | 1,652                                        | +23.7% |

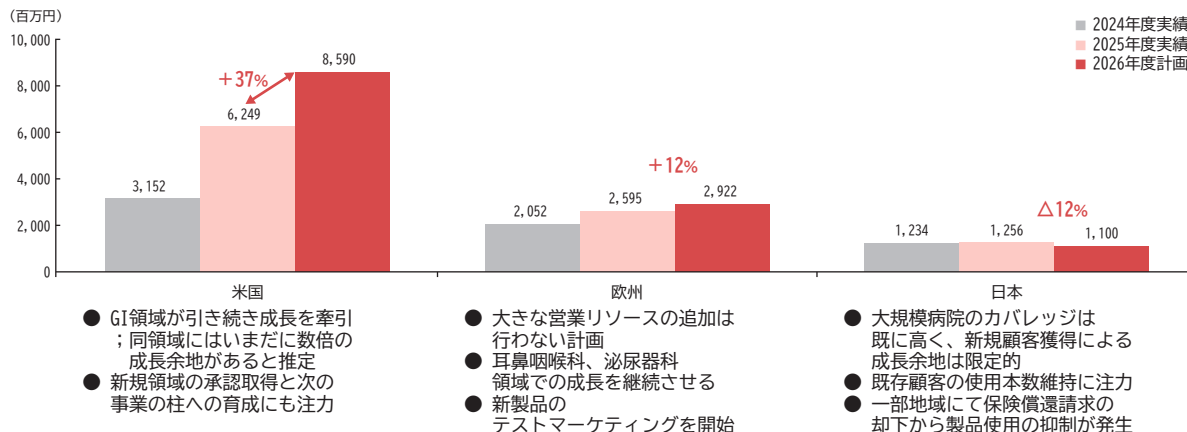
(注1) 事業収益については、業務提携等による一時金収入を含まない製品販売のみの事業収益計画としております。

(注2) 採用為替レートは、米ドル160.40円/ドル、ユーロ187.36円/ユーロとなっております。

## 1. 売上高の見通し

売上高は13,422百万円(米国8,590百万円、欧州2,922百万円、日本1,100百万円、その他809百万円)と前期比23.3%増を計画しております。

[図2]各エリアの売上計画



## 各地域の前提条件

売上高は、主に止血材製品の販売に関して、各エリアとも積上方式により計画値を算定しております。

米国では、特に消化器内視鏡領域での止血材販売が好調に推移しており、26年度も達成可能な37%成長の目標を設定しております。引き続き直販モデルでの販売を継続いたしますが、昨年度末に営業チームのリソース補強と再編を実施しており、これまで以上に効果的な営業活動を通じて営業一人当たりの売上額が増加することを見込んでおります。

欧州では、全体としては12%の成長を見込んでいます。消化器内視鏡・心臓領域は代理店モデルでの販売を継続し、この分野における営業リソースの増加は見込みません。今期も保守的にみて、5%程度の成長を目標としています。なお、ドイツにおける改善策は継続しますが、こちらも保守的に見て前期と同程度の成長を見込んでいます。一方、勝ちパターンが確立した耳鼻咽喉科領域は、追加リソースを投入し、30%程度の成長を見込みます。

日本では、引き続き直販モデルでの販売を継続する計画です。大規模病院のカバレッジが既に高く新規顧客獲得による成長余地が限定的なことに加え、一部地域での保険償還請求の却下から製品使用の抑制が起きていることを鑑み、前期比12%減少の目標を設定しております。既存顧

客当たりの製品使用本数や保険償還請求の却下について適切に対応を進め、売上減少を少しでも回避するよう努めてまいります。

## 2. 研究開発の見通し

26年度においては、25年度に引き続き大きな治験は計画しておりません。一方で米国においてかねてより取り組んでいる新規承認取得を加速させることにグループのリソースを集中してゆく方針であります。主には既に獲得している臨床データ、もしくは短期的に臨床研究や前臨床研究等で獲得可能であるデータを用いた承認申請を指向してまいります。

## 3. 費用の見通し

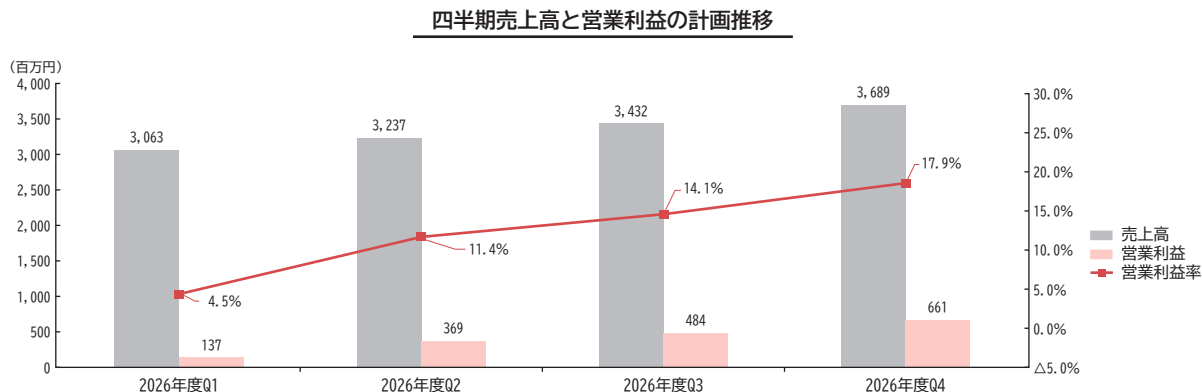
売上原価は2,724百万円を計画しており、ペプチド原材料や委託製造費等の積上げにより算定を行っております。

販売費及び一般管理費は7,903百万円を計画しております。今後の継続的な成長実現に向けた人員体制の強化、オペレーション能力の向上を企図し、販売費及び一般管理費において規律ある増加を許容した計画としております。研究開発費は1,142百万円を計画しております。

なお、2026年6月現在、26年度に評価損の検討が必要な原材料や滞留在庫はなく、大きな評価損は見込まない計画としました。

以上の結果、26年度の四半期業績は下記のとおり推移するものと計画しております。

[図3] (ご参考) 四半期売上高及び四半期営業利益の推移



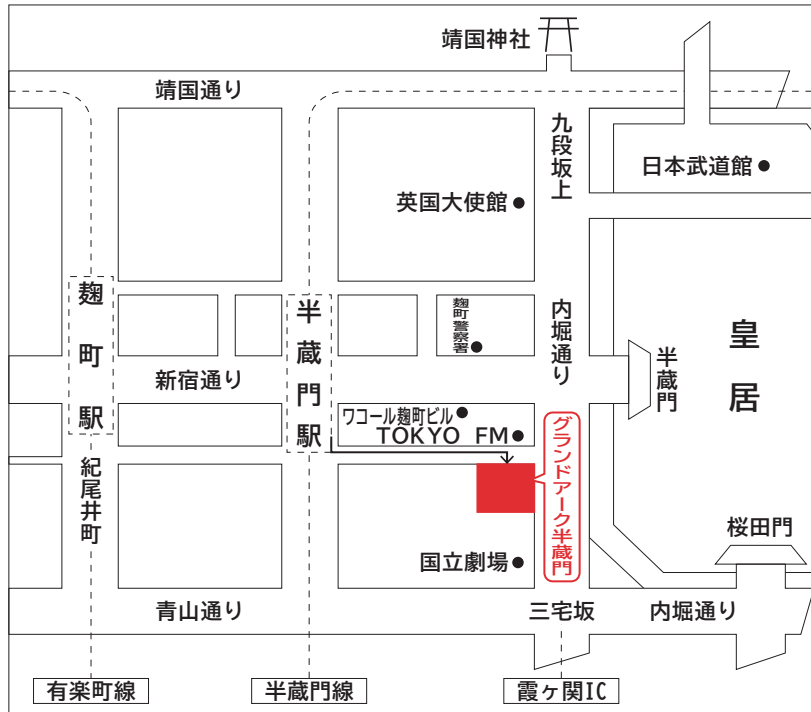
# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都千代田区隼町1番1号

ホテルグランドアーク半蔵門 富士西の間

TEL: 03 (3288) 0111 (代表)



## 交通

- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩約7分

※当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

# 第22期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

企業集団の現況に関する事項  
会社の株式に関する事項  
会社の新株予約権等に関する事項  
会社役員に関する事項  
会計監査人の状況  
会社の体制及び方針  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
監査報告書

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

## 株式会社スリー・ディー・マトリックス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

#### ①事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、世界最大の市場を有する米国のほか、欧州、日本、オーストラリアにおいて、本格的に製品販売を実施しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてきた結果、前連結会計年度以前は営業損失が継続しておりました。しかしながら当連結会計年度には、グループ全体としては業績改善の途上であるものの、米国子会社における業績拡大が進んだことを主因として、営業利益を計上するまでに至りました。

今後も当面の期間は、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域を引き続き重点領域とし、他領域の営業体制は利益貢献が見込まれる範囲内での活動に留めることで、継続的な売上成長を実現しつつ、同時に確実な収益確保を重視する方針にて進めてまいります。

また研究開発に関しては、引き続き臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる領域に注力してまいります。また、グローバルに見て最も魅力的な米国市場を最終的なターゲットとして、自社コストや時間の最小化に努めつつ、研究開発を継続してまいります。

#### ②資金調達

前連結会計年度以前は、当社グループの事業継続に必要な資金は、主に、投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「ハイツ」という。）に対する転換社債型新株予約権付社債の発行並びに新株予約権の発行及び権利行使により調達しておりました。これらの資金調達手段は、株式市場の動向や株価の下落等により資金を確保できないおそれや、早期償還条項の適用により最終償還日より前に返済を求められるおそれがあったため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められました。

しかしながら、上記①記載のとおり、当連結会計年度には営業利益を計上するまでに至り、その結果、当連結会計年度末における現金及び預金残高は2,830百万円となっております。これに加えて、ハイツに対して発行した全ての転換社債型新株予約権付社債の償還又は

転換が完了したことにより、早期償還条項の適用により最終償還日より前に返済義務を負うおそれもなくなっております。さらには、取引金融機関と交渉し、新規の当座借越契約及び既存のコミットメントラインの融資枠の拡大も行われております。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

なお、以上のことから、当社グループにおいて、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消し、また、当連結会計年度末の翌日から1年間の資金繰りに重大な懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断した結果、「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

### ③研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及び事業のグローバル展開に対応するため多様化するリスクを把握し、これに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の製品開発を実施しております。今後、研究開発活動がさらに拡大、グローバル化した際にも必要な情報の収集を行い、社内規程の改訂や継続的社員教育等を通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行ってまいります。

また、当社グループは小規模組織ですがグローバルに拠点を展開しております。そのため、グループ全体での内部統制体制を確立することを目指し、統制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取組を実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

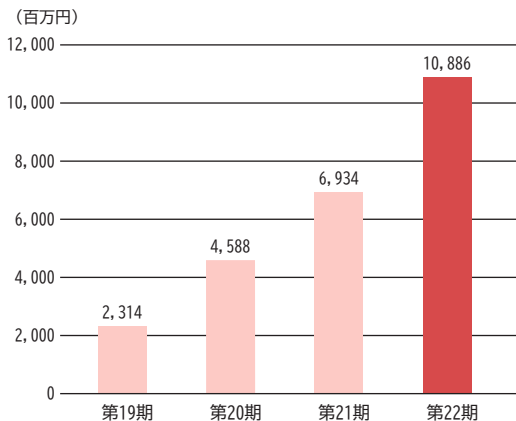
また今後も、上市製品の増大、事業展開エリアの拡大等、事業ステージに合わせて、十分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

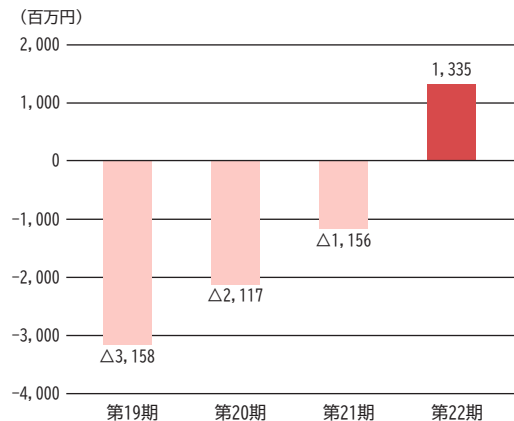
| 区 分                                     | 第19期<br>2023年4月期 | 第20期<br>2024年4月期 | 第21期<br>2025年4月期 | 第22期(当連結会計年度)<br>2026年4月期 |
|-----------------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 事業収益                                    | 2,314 百万円        | 4,588 百万円        | 6,934 百万円        | 10,886 百万円                |
| 経常利益又は経常損失(△)                           | △2,356 百万円       | 140 百万円          | △2,483 百万円       | 3,971 百万円                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △2,445 百万円       | △255 百万円         | △2,501 百万円       | 4,155 百万円                 |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△)           | △40.64 円         | △3.49 円          | △25.20 円         | 34.89 円                   |
| 総 資 産                                   | 5,825 百万円        | 5,886 百万円        | 6,513 百万円        | 9,795 百万円                 |
| 純 資 産                                   | 524 百万円          | 353 百万円          | 2,216 百万円        | 6,796 百万円                 |
| 1株当たり純資産                                | 0.23 円           | △1.66 円          | 15.82 円          | 51.08 円                   |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

### ■ 事業収益



### ■ 営業利益



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資 本 金     | 当社の出資比率(%)       | 主要な事業内容   |
|---------------------------------------|-----------|------------------|-----------|
| 3-D Matrix, Inc.                      | 1,932千米ドル | 100.0            | 医療製品開発・販売 |
| 3-D Matrix Europe SAS.                | 3,060千ユーロ | 100.0            |           |
| 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd | 0.1千豪ドル   | 100.0<br>(100.0) |           |

(注) 1. 上記子会社は、売上高、総資産及び純資産等を参考に選定しております。

(注) 2. 当社の出資比率の( )内の数字は、間接所有比率であります。

(注) 3. 当社の連結子会社である3-D Matrix Medical Technology Limited は、2025年3月26日開催の取締役会において解散を決議し、2026年4月30日現在において清算手続中であります。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 主要な事業内容 (2026年4月30日現在)

| 事 業    | 区 分       | 主 要 製 品                                                                                                                                         |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療製品事業 | 医療製品開発・販売 | 自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・組織再生領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。<br>主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、癒着防止材を有しており、組織再生領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。 |
|        | 研究試薬販売    | 自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。                                              |

(5) 主要な営業所（2026年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地            |
|-----|------------------|
| 本社  | 東京都千代田区麹町三丁目2番4号 |

② 子会社の主要な事業所

| 名 称                                   | 所 在 地           |
|---------------------------------------|-----------------|
| 3-D Matrix, Inc.                      | 米国マサチューセッツ州     |
| 3-D Matrix Europe SAS.                | フランス共和国リヨン市     |
| 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd | オーストラリア連邦ビクトリア州 |

(6) 従業員の状況（2026年4月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 129 名   | 15名増   |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 19 名    | 一名     |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(7) 主要な借入先（2026年4月30日現在）

| 借入先        | 借入残高      |
|------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行  | 500,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 100,000千円 |

2. 会社の株式に関する事項（2026年4月30日現在）

|              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 250,000,000株  |
| (2) 発行済株式の総数 | 127,971,881株  |
|              | (自己株式246株を含む) |
| (3) 株主数      | 40,975名       |
| (4) 大株主      |               |

| 株主名                                        | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|--------------------------------------------|-----------|---------|
| JPモルガン証券株式会社                               | 2,579,591 | 2.01    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 2,248,119 | 1.75    |
| 永野 恵嗣                                      | 1,858,100 | 1.45    |
| 楽天証券株式会社共有口                                | 1,609,900 | 1.25    |
| 松本 松二                                      | 1,400,000 | 1.09    |
| 山田 祥美                                      | 1,040,000 | 0.81    |
| 野村證券株式会社                                   | 1,011,827 | 0.79    |
| 石井 良明                                      | 876,500   | 0.68    |
| 小林 達雄                                      | 850,100   | 0.66    |
| 寺西 雅行                                      | 830,000   | 0.64    |

（注） 持株比率は、自己株式（246株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が17,678,475株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況  
当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                       | 回次（行使価額）   | 行 使 期 間                   | 新株予約権<br>の数 | 目的となる<br>株式の種類<br>及び数 | 発行価額 | 保有者数 |
|-----------------------|------------|---------------------------|-------------|-----------------------|------|------|
| 取締役<br>（社外取締役<br>を除く） | 第22回（535円） | 2021年7月6日<br>～2029年7月5日   | 240個        | 普通株式<br>24,000株       | 無償   | 1名   |
|                       | 第26回（477円） | 2022年7月10日<br>～2030年7月9日  | 128個        | 普通株式<br>12,800株       | 無償   | 1名   |
|                       | 第32回（339円） | 2024年7月22日<br>～2032年7月21日 | 1,048個      | 普通株式<br>104,800株      | 無償   | 5名   |
|                       | 第37回（195円） | 2025年7月21日<br>～2033年7月20日 | 120個        | 普通株式<br>12,000株       | 無償   | 1名   |
|                       | 第41回（148円） | 2026年7月19日<br>～2034年7月18日 | 192個        | 普通株式<br>19,200株       | 無償   | 1名   |
|                       | 第45回（218円） | 2027年7月22日<br>～2035年7月21日 | 200個        | 普通株式<br>20,000株       | 無償   | 1名   |

(注) 1. 上記のうち、第22回、第26回及び第37回新株予約権並びに第32回新株予約権のうち120個は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 2. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

| 項目            | 第45回新株予約権             |                              |
|---------------|-----------------------|------------------------------|
| 発行決議日         | 2025年7月18日            |                              |
| 新株予約権の数       | 2,390個                |                              |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 239,000株         |                              |
| 発行価格          | 無償                    |                              |
| 新株予約権の行使価額    | 1個につき 21,800円         |                              |
| 権利行使期間        | 2027年7月22日～2035年7月21日 |                              |
| 使用人等への交付状況    | 当社使用人<br>3名<br>128個   | 子会社の役員及び使用人<br>34名<br>2,262個 |

(注) 上記のうち、96個（9,600株）は退職により権利を喪失しています。

## 4. 会社役員に関する事項

### 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員等の重要な兼職の状況等

- ア. 取締役菅野みずき氏は、弁護士法人大江橋法律事務所のパートナー及びニッセイアセットマネジメント株式会社の社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- イ. 監査役竹本毅氏は、他社等の代表、取締役、監査役等々との重要な兼任はありません。
- ウ. 監査役大川原紀之氏は、学校法人マックス学園の理事、天龍ホールディングス株式会社の監査役及び虎ノ門3丁目法律事務所の代表弁護士を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- エ. 監査役伊藤耕一郎氏は、伊藤国際会計税務事務所の代表、地盤ネットホールディングス株式会社及びモイ株式会社の社外監査役、株式会社いい生活の社外取締役（監査等委員）、大和証券オフィス投資法人の監督役員を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

#### 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

| 区分    | 氏名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 菅野 みずき | 社外取締役就任後に開催された取締役会に10回中10回出席するとともに、監査役会にオブザーバーとして出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。           |
| 社外監査役 | 竹本 毅   | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に17回中17回出席しました。企業経営者としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。 |
| 社外監査役 | 大川原 紀之 | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に17回中17回出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。                                  |
| 社外監査役 | 伊藤 耕一郎 | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に17回中17回出席しました。公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。                                |

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支 払 額    |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等             | 35,150千円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,150千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix, Inc.、3-D Matrix Europe SAS. 及び3-D Matrix Medical Technology Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けており、うち、3-D Matrix Europe SASは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているGrant Thornton Franceに対して、監査証明業務に基づく報酬4,450千円を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
- ・ 取締役会については、取締役会規程に基づき月1回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
- ・ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
- ・ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
- ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
- ・ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
- ・ 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
- ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。

- ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続を明示した社内規程を整備し運用を行う。
  - ・ 内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営に関する重要事項については、当社及び子会社の取締役を含めた会議を必要に応じで開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
  - ・ 当社又は子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程及びその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

- ⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。
- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- ・ 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
  - ・ 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
  - ・ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑫ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
  - ・ 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
- ⑬ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑭ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配

布並びに詳細な説明を受ける。

- ・ 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容及び内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
  - ・ 稟議書並びに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
  - ・ 監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。
- ⑮ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・ 子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。
- ⑯ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告を行った当社又は子会社の取締役又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑰ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑱ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席できることとする。
  - ・ 監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
  - ・ 監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑮ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

⑮-1 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

- i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

⑮-2 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とするとともに、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
- ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
- iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
- iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当社の取締役会は6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、当社グループの重要事項の審議、決議するとともに業務執行の報告が行われました。社外取締役は独立した立場から審議、決議に加わり、経営の監督を行っております。また各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

②企業集団における業務の適正確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において、子会社における重要事項の審議及び決議並びに業務執行の報告が行われました。

③リスク管理体制について

リスク管理規程を制定し、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び迅速な対応を図っております。

④監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、会社の状況を把握し監査役相互による意見交換を行っております。また常勤監査役は、社内の重要会議に出席するとともに取締役等から職務執行状況を適宜聴取し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年5月1日から
2026年4月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年5月1日残高	15,489,928	15,479,648	△26,265,490	△153	4,703,933
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,570,681	1,570,681			3,141,362
親会社株主に帰属する当期純利益			4,155,851		4,155,851
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	1,570,681	1,570,681	4,155,851	—	7,297,213
2026年4月30日残高	17,060,609	17,050,329	△22,109,639	△153	12,001,146

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年5月1日残高	△334	△2,958,678	△2,959,013	471,274	2,216,194
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					3,141,362
親会社株主に帰属する当期純利益					4,155,851
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	891	△2,506,850	△2,505,959	△211,027	△2,716,986
連結会計年度中の変動額合計	891	△2,506,850	△2,505,959	△211,027	4,580,227
2026年4月30日残高	556	△5,465,529	△5,464,972	260,246	6,796,421

（注） 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	7 社
主要な連結子会社の名称	3-D Matrix, Inc. 3-D Matrix Europe SAS. 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

製品、原材料、貯蔵品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 重要な減価償却固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………建物及び構築物並びに工具、器具及び備品については主に定率法（但し、（リース資産を除く）2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

機械装置及び運搬具については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～15年
機械装置及び運搬具	8年
工具、器具及び備品	4年～15年

- ② 無形固定資産……………定額法によっております。
（リース資産を除く）

- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

- ④ 長期前払費用……………定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
製品の販売（日本・オランダ・オーストラリア・米国他）については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。
また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品・値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。
取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- (6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても同様に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,146,228千円
- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

286,636千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

財務制限条項及び早期償還条項

(株)そな銀行からの短期借入金500,000千円については、財務制限条項が付されております。

- (1) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。
- (2) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	建物及び構築物	アメリカ	18,045
	工具、器具及び備品	日本、アメリカ、フランス、オーストラリア、イギリス	9,134
	特許権、長期前払費用	日本	13,459

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、当初の中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見通しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については、地域別の区分に基づきグルーピングしております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

訴訟和解金

当社と元従業員との間で和解が成立したことによる当社が支払った和解金であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

127,971,881株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	9,746,100株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等による増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の使途は主に研究開発資金及び事業運営資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業（海外を含む）の株式であり、発行体の信用リスクや為替の変動リスクに晒されておりますが、投機的取引はございません。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。未払金の一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月相当分を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は世界各国にあり、その取引価格は、外貨建のものと円建価格のものが存在しております。外貨建の取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方、円建価格の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっております。敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、短期借入金、未払金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、市場価格のない株式等は記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおり

であります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	8,579

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

日本	オランダ	米国	その他	外部顧客への 売上高合計
1,256,972	1,455,794	6,322,906	1,850,639	10,886,312

(注1) 事業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 前連結会計年度において区分して表示しておりました「オーストラリア」での収益につき、相対的重要性が低下したことから「その他」に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

51円08銭

1 株当たり当期純利益

34円89銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,591,126	流 動 負 債	1,903,019
現金及び預金	1,594,533	買掛金	63,621
売掛金	9,370,479	短期借入金	600,000
棚卸資産	2,180,236	未払金	631,350
前渡金	222,537	未払費用	14,311
関係会社短期貸付金	10,745,125	未払法人税等	587,954
その他	42,231	預り金	5,781
貸倒引当金	△15,564,017		
固 定 資 産	29,044	固 定 負 債	—
有形固定資産	—		
無形固定資産	—	負 債 合 計	1,903,019
投資その他の資産	29,044	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	8,579	株 主 資 本	6,456,347
その他	20,464	資本金	17,060,609
		資本剰余金	17,050,329
		資本準備金	17,050,329
		利益剰余金	△27,654,438
		その他利益剰余金	△27,654,438
		繰越利益剰余金	△27,654,438
		自己株式	△153
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	556
		その他有価証券評価差額金	556
		新 株 予 約 権	260,246
		純 資 産 合 計	6,717,151
資 産 合 計	8,620,170	負債・純資産合計	8,620,170

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
事 業 収 益			
売 上 高		2,831,075	2,831,075
事 業 費 用			
売 上 原 価		1,860,005	
研 究 開 発 費		151,574	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,162,558	3,174,138
営 業 損 失			343,062
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		2,309	
為 替 差 益		2,638,540	
そ の 他		17,652	2,658,502
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		18,013	
支 払 手 数 料		4,524	
株 式 交 付 費		11,410	
そ の 他		1,588	35,537
経 常 利 益			2,279,901
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益		233,090	
固 定 資 産 売 却 益		200	233,290
特 別 損 失			
減 損 損 失		15,059	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		664,768	
訴 訟 和 解 金		12,000	691,827
税 引 前 当 期 純 利 益			1,821,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			459,015
当 期 純 利 益			1,362,349

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年5月1日残高	15,489,928	15,479,648	15,479,648	△29,016,787	△29,016,787
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,570,681	1,570,681	1,570,681		
当期純利益				1,362,349	1,362,349
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	1,570,681	1,570,681	1,570,681	1,362,349	1,362,349
2026年4月30日残高	17,060,609	17,050,329	17,050,329	△27,654,438	△27,654,438

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2025年5月1日残高	△153	1,952,636	△334	471,274	2,423,575
事業年度中の変動額					
新株の発行		3,141,362			3,141,362
当期純利益		1,362,349			1,362,349
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			891	△211,027	△210,135
事業年度中の変動額合計	—	4,503,711	891	△211,027	4,293,575
2026年4月30日残高	△153	6,456,347	556	260,246	6,717,151

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物並びに工具、器具及び備品については定率法（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

機械及び装置については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(4) 長期前払費用……………定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨により換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,180,236千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 125,679千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 9,130,647千円

短期金銭債務 119,349千円

財務制限条項及び早期償還条項

(株)りそな銀行からの短期借入金500,000千円については、財務制限条項が付されております。

(1) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。

(2) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	1,574,102千円
仕入高	29,168千円
研究開発費	46,646千円
営業取引以外の収益	17,381千円

2. 特別損失

貸倒引当金繰入額

子会社への債権等に対し、貸倒引当金繰入額664,768千円を計上しております。

訴訟和解金

当社と元従業員との間で和解が成立したことによる当社が支払った和解金であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	246株
------	------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減損損失、株式報酬費用であります。なお、全額評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	3-D Matrix, Inc.	所有 直接100%	製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	当社製品の 販売 (注1) 資金の貸付 (注2)	791,260 —	売掛金 (注3) 短期貸付金 (注3)	628,600 4,497,382
	3-D Matrix Europe SAS.	所有 直接100%	製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	当社製品の 販売 (注1) 資金の回収 (注2)	782,842 421,352	売掛金 (注3) 短期貸付金 (注3)	7,680,853 3,990,768
	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金 (注3)	2,191,398
	3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	所有 間接100%	製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売 (注1)	—	売掛金 (注3)	819,234
	3-D Matrix EMEA B.V.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注2)	116,506	短期貸付金 (注3)	65,576
	3-D Matrix UK Limited.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注2)	72,384	短期貸付金 (注3)	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売及び製品の仕入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

(注2) 資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 子会社への債権等に対して、15,564,017千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度においては664,768千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	50円46銭
1 株当たり当期純利益	11円44銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 田 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土 居 一 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑 垣 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 田 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土 居 一 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑 垣 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2025年5月1日から2026年4月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、タイムリーな情報共有を可能とする手段も活用しながら、取締役、内部監査部門（経営企画室）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 連結注記表、個別注記表の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人が継続企業の前提に関する注記において「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消した評価及び結果は相当であると認めます。

2026年6月22日

株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役会

常勤監査役 竹 本 毅 ㊞

監 査 役 大 川 原 紀 之 ㊞

監 査 役 伊 藤 耕 一 郎 ㊞

(注) 常勤監査役 竹本 毅、監査役 大川原 紀之及び監査役 伊藤 耕一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上